

経済安全保障重要技術育成プログラムの進捗状況について



令和4年6月

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

阿蘇 隆之



経済安全保障重要技術育成プログラム

令和3年度補正予算額 2500億円※

政府文書の位置づけ

※関係府省予算額の合計

文部科学省 1250億円

経済産業省 1250億円

経済財政運営と改革の基本方針2021 令和3年6月18日閣議決定

経済安全保障の強化推進のため、シンクタンク機能も活用しながら、**先端的な重要技術について実用化に向けた強力な支援を行う新たなプロジェクトを創出**するとともに、重要な技術情報の保全と共有・活用を図る仕組みを検討・整備する。

統合イノベーション戦略2021 令和3年6月18日閣議決定

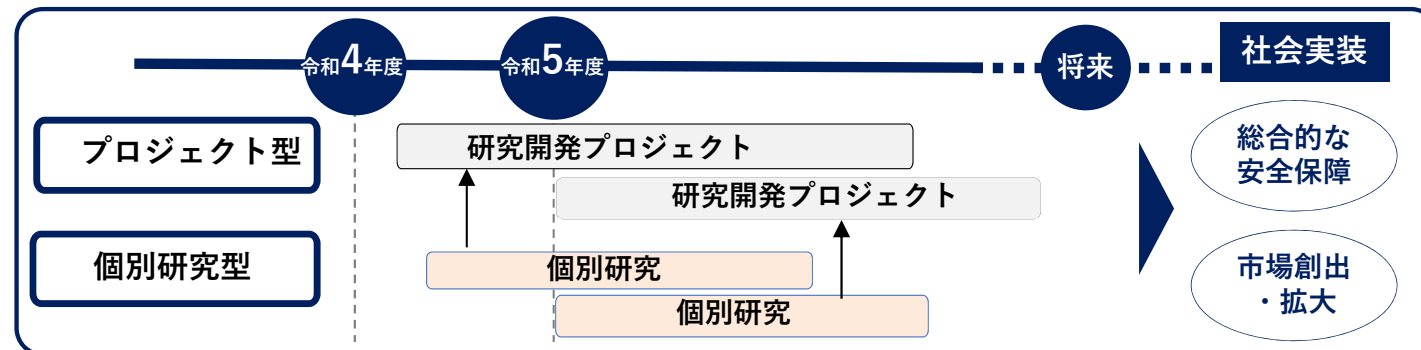
経済安全保障の強化推進のため、シンクタンク機能も活用しながら、（中略）先端的な重要技術について、**関係省庁、研究機関、企業、専門家等の密接な連携のもと官民の力を結集して、実用化に向けた強力な支援を行う新たなプロジェクトを創出**。

背景

- AIや量子など革新的かつ進展が早い技術が出現する中、経済と安全保障を横断する領域で国家間の競争が激化し、覇権争いの中核が科学技術・イノベーションとなっている現況であり、我が国としては遅れをとらないようにすべき。
- 世界の動向を見据えて、迅速かつ機動的に技術を育てる新たな仕組みが必要。

事業概要

- AI、量子等の先端技術を含む研究開発を対象に内閣府主導の下で文部科学省及び経済産業省が関係府省庁と連携し、国のニーズ（研究開発のビジョン）を実現する研究開発プロジェクトを実施。加えて、研究開発プロジェクトの高度化等や個別技術を実現する個別研究テーマを併せて実施。
- 研究成果は民生利用のみならず、成果の活用が見込まれる関係府省において公的利用につなげていくことを指向。
- 技術の進展が早いAI、量子等の先端的な重要技術について、複数年度にわたり柔軟かつ機動的な運用が可能な枠組（公募による研究開発を行う基金）を構築し社会実装に繋げる。



経済安全保障推進法の概要（1 / 2）

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律）

法律の趣旨

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設する。

法律の概要

1. 基本方針の策定 等（第1章）

- ・経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定。
- ・規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならない。

2. 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度（第2章）

国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組 等を措置。

特定重要物資の指定

- ・国民の生存に必要不可欠又は国民生活・経済活動が依拠している物資で、安定供給確保が特に必要な物資を指定

事業者の計画認定・支援措置

- ・民間事業者は、特定重要物資等の供給確保計画を作成し、所管大臣が認定
- ・認定事業者に対し、安定供給確保支援法人等による助成やツーステップローン等の支援

政府による取組

- ・特別の対策を講ずる必要がある場合に、所管大臣による備蓄等の必要な措置

その他

- ・所管大臣による事業者への調査

3. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（第3章）

基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令 等を措置。

審査対象

- ・対象事業：法律で対象事業の外縁（例：電気事業）を示した上で、政令で絞り込み
- ・対象事業者：対象事業を行う者のうち、主務省令で定める基準に該当する者を指定

事前届出・審査

- ・重要設備の導入・維持管理等の委託に関する計画書の事前届出
- ・事前審査期間：原則30日（場合により、短縮・延長が可能）

勧告・命令

- ・審査の結果に基づき、妨害行為を防止するため必要な措置（重要設備の導入・維持管理等の内容の変更・中止等）を勧告・命令

経済安全保障推進法の概要（2 / 2）

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律）

法律の概要（続き）

4. 先端的な重要技術の開発支援に関する制度（第4章）

先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。

国による支援

- ・重要技術の研究開発等に対する必要な情報提供・資金支援等

官民パートナーシップ（協議会）

- ・個別プロジェクトごとに、研究代表者の同意を得て設置
- ・構成員：関係行政機関の長、研究代表者/従事者 等
- ・相互了解の下で共有される機微情報は構成員に守秘義務

調査研究業務の委託 （シンクタンク）

- ・重要技術の調査研究を一定の能力を有する者に委託、守秘義務を求める

5. 特許出願の非公開に関する制度（第5章）

安全保障上機微な発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願制限等を措置。

技術分野等によるスクリーニング （第一次審査）

- ・特許庁は、特定の技術分野に属する発明の特許出願を内閣府に送付

保全審査（第二次審査）

- ① 国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度
- ② 発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響 等を考慮

保全指定

- ・指定の効果：出願の取下げ禁止、実施の許可制、開示の禁止、情報の適正管理等

外国出願制限

補償

施行期日

- ・公布後6月以内～2年以内（段階的に施行）

先端的な重要技術の開発支援に関する制度の概要（１／２）

（経済安全保障推進法 第４章）

趣旨

- 民間部門のみならず、政府インフラ、テロ・サイバー攻撃対策、安全保障等の様々な分野で今後利用可能性がある先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用は、中長期的に我が国が国際社会における確固たる地位を確保し続ける上で不可欠。
- このため、特定重要技術研究開発基本指針を策定するとともに、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。

概要

１．特定重要技術研究開発基本指針の策定及び国による支援

- ・政府は、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針を策定。
- ・本指針に基づき、特定重要技術の研究開発等に対し、必要な情報提供・資金支援等を実施。

特定重要技術	先端的な技術のうち、研究開発情報の外部からの不当な利用や、当該技術により外部から行われる妨害等により、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの （具体的には、宇宙・海洋・量子・AI等の分野における先端的な重要技術を想定）
--------	--

先端的な重要技術の開発支援に関する制度の概要（２／２）

（経済安全保障推進法 第４章）

概要（続き）

２．官民パートナーシップ（協議会）

（１）協議会の設置

- ・国の資金により行われる特定重要技術の研究開発等について、その資金を交付する大臣（研究開発大臣）が、基本指針に基づき、個別プロジェクトごとに、研究代表者の同意を得て協議会を設置。必要と認める者を、その同意を得て構成員として追加。

※指定基金（経済安全保障重要技術育成プログラム（令和３年度補正予算））においては必置

（２）協議会の構成員

- ・研究開発大臣 ・国の関係行政機関の長 ・研究代表者/従事者 ・シンクタンク 等

（３）協議会の機能

- ・研究開発の推進に有用なシーズ・ニーズ情報の共有や社会実装に向けた制度面での協力など、政府が積極的な伴走支援を実施。
- ・お互いの了解の下で共有される機微な情報について、協議会構成員に対し、適切な情報管理と国家公務員と同等の守秘義務を求める。

※守秘義務の対象となる情報は、政府のこれまでの研究成果、サイバーセキュリティの脆弱性情報等を想定。

※研究成果は公開が基本。研究者を含む協議会が、研究開発の進展や技術の特性、政府インフラ、テロ・サイバー攻撃対策、安全保障等での利用において支障のある技術に関し、研究開発の促進方策や個々の技術の成果の取扱等を決定。

３．調査研究業務の委託（シンクタンク）

- ・特定重要技術の見定めやその研究開発等に資する調査研究を、内閣総理大臣が一定の能力を有する機関（特定重要技術調査研究機関）に委託し、守秘義務を求める。

施行期日

- ・公布後９月以内

先端的な重要技術の開発支援の全体像（イメージ）

●特定重要技術研究開発基本指針の策定

- 特定重要技術（※）の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針を閣議決定、公表

※先端的な技術のうち、研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合等において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの

●情報提供、資金確保等を国の施策として位置付け

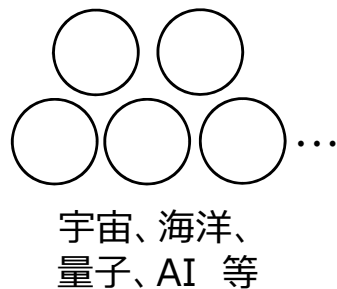
- 国は、基本指針に基づき、以下の必要な措置を講ずるよう努める
 - ・情報の提供 ・資金の確保 ・人材の養成及び資質の向上 等

＜想定される特定重要技術＞

- ・ 宇宙、海洋、量子、AI等の分野における先端的な重要技術

＜先端的な重要技術の開発支援のイメージ＞

基礎研究



技術成熟度（TRL）の高まり

守り・育成すべき先端技術



（例）衛星コンステレーション技術、海洋センシング技術

ニーズ省庁・民間部門が行う
開発支援・社会実装

国民生活・経済活動の
維持

- ・ 各種政府計画との接合（宇宙基本計画、海洋基本計画 等）
- ・ 関係省庁が保有するニーズ情報 等

●シンクタンクの分析・情報等を踏まえた絞り込み

- 特定重要技術に関する調査研究を、一定の能力を有する機関（特定重要技術調査研究機関）に委託し、罰則付きの守秘義務を求める

＜想定される調査研究の内容＞

- ・ 我が国の技術的強み
- ・ 内外の研究開発動向・社会経済情勢 等

●基金による支援

- 特定重要技術の研究開発等を目的とする基金を指定し、資金を補助

＜想定される基金支援＞

- ・ 経済安全保障重要技術育成プログラムの活用

●協議会による伴走支援

- 個別プロジェクトごとに、研究代表者の同意を得て設置
- 構成員：関係行政機関の長、研究代表者/従事者 等
- 相互了解の下で共有される機微情報は、構成員に罰則付きの守秘義務を求める

＜想定される協議内容＞

- ・ 政府や民間からの情報提供（ニーズ/シーズ）
- ・ 社会実装の在り方・成果取扱いの検討

官民の潜在的な社会実装の担い手の関わりと技術流出対策

- 研究開発に潜在的な社会実装の担い手となる関係省庁等が緊密に関わることのできる仕組みを構築
- プロジェクト毎に個別の技術の特性や技術成熟度等の状況に応じ適切な技術流出対策を措置

